

VI. 子ども・子育て支援事業(仮称)

地域子育て支援事業(仮称)

以下の事業を地域子育て支援事業(仮称)(市町村事業)として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法律上明記。

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- など(対象事業の範囲は法定)

市町村新システム事業計画(仮称)で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に整備。

全ての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要。特に、地域子育て支援拠点事業については、市町村と連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その実情に応じた利用者支援の役割を果たすことが期待される。

一時預かりは、親の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要。

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施。

市町村新システム事業計画(仮称)において、県との連携や市町村が行う障害児の発達支援に着目した専門的な支援事業との連携方策を位置づけ。

事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定。

延長保育事業、病児・病後児保育事業

保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかわる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置づける。

- ・延長保育事業：認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業
- ・病児・病後児保育事業：病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業

延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法律上明記

市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に整備。

それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定。

放課後児童クラブ

小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。

放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法律上明記

市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に整備。

質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定。

児童福祉法に位置づけることを検討

利用手続は市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを法律に明記。

妊婦健診

妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村においてより確実な実施を図る。

市町村新システム事業計画（仮称）に位置づけることを法律上明記。

国が「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示す。

母子保健法体系に位置づけることを検討。

子ども・子育て支援事業（仮称）の事業に係る国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

VII. 社会的養護・障害児に対する支援

(1) 考え方

新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象。

要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）

都道府県等は、現在実施している、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担い、市町村が行う新システムの給付・事業との連携を確保する。

市町村（新システムの実施主体）と都道府県等（措置制度等の実施主体）との関係については、今後更に検討。



新システムの給付・事業と、専門性の高い固有の施策があいまって、すべての子ども・子育て支援施策を構成。

都道府県等が行う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は、市町村事業と密接に連携しつつ、引き続き専門性・広域性を生かして都道府県が担うことが適当であり、現行制度を維持する。

障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要。

(2) こども園（仮称）等での取組

市町村新システム事業計画（仮称）

市町村は、地域における学校教育・保育の需要の見込み（要保護児童、障害児等も含む）及び見込量確保のための方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）

利用支援

特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による利用可能な施設との契約の補助）による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、保育の必要性の認定等と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせんする。（再掲）

【注】当面、保育需要が供給を上回っている場合も、特別な支援が必要な子どもなど、まず優先利用の対象となる子どもについて利用調整を行う。

措置による利用

契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを法制上位置づける。（再掲）

虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など

（ 3 ）地域子育て支援事業（仮称）

市町村は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、地域のニーズを踏まえ、地域子育て支援事業（仮称）を実施。その一環として、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など虐待予防等の支援に資する事業を実施。

地域子育て支援事業（仮称）についても、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を立て、計画的に事業を実施。（再掲）

（ 4 ）市町村と都道府県との連携

市町村と都道府県の相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置づける。（再掲）

市町村が行う新システムの給付・事業と都道府県が行う専門性が高い施策との連携を確保

都道府県は、児童相談所等の専門機関による支援、現行の措置制度の運営などを引き続き担いつつ、広域的・専門的な立場から、市町村の新システムの給付・事業の運営を支援する。

VIII. 子ども・子育て包括交付金(仮称)

子ども・子育て包括交付金（仮称）等

国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた事項（需要の見込量確保のための方策）の実施に必要な費用を包括的に交付するものとして、法律に位置づけ。

対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討。

市町村における会計

国からの交付金は、子ども・子育てのために使われるものであるため一般会計での対応を基本とする。あわせて、子ども・子育てに使われたことが確認できる仕組みを今後検討。

国における会計（子ども・子育て勘定（仮称））

費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性を検討。

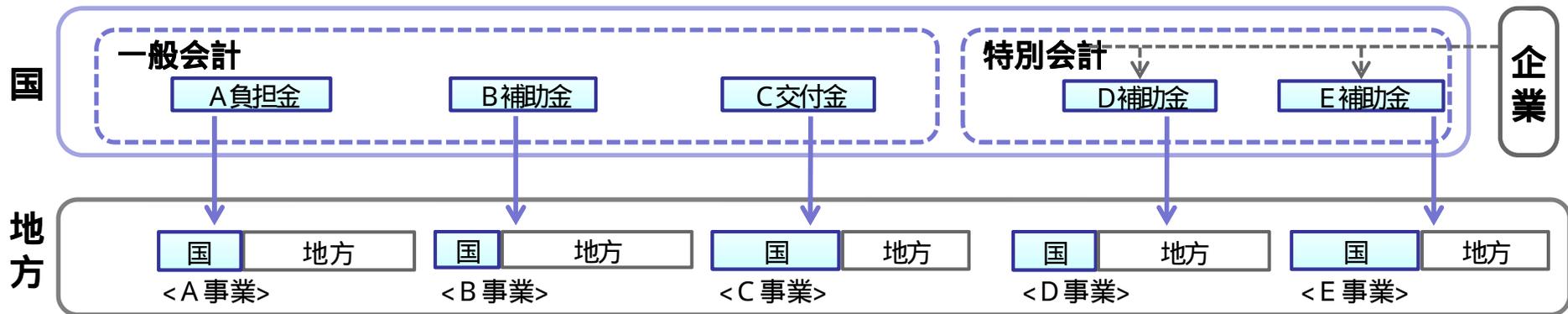
子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提。

子ども・子育て包括交付金（仮称）

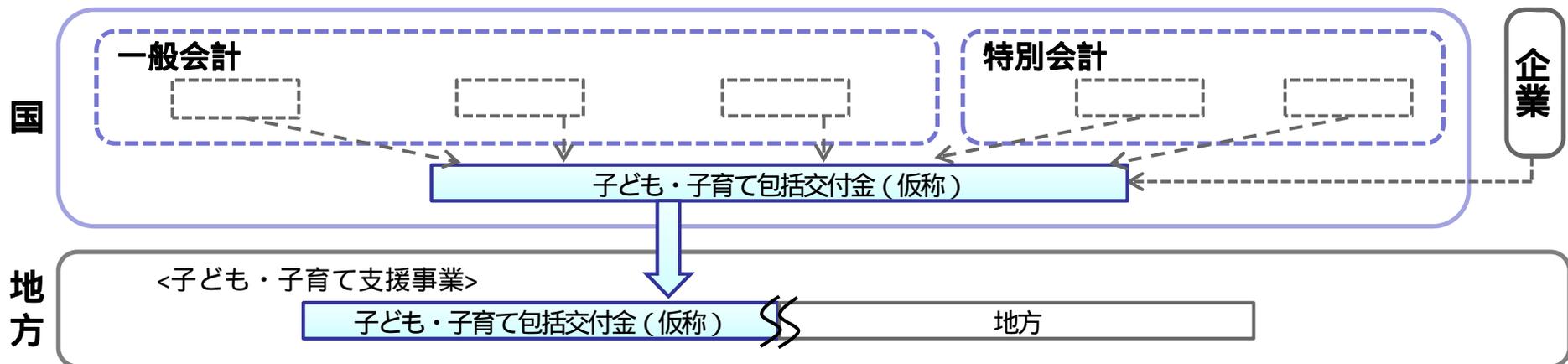
現在は、個々の事業・施策ごとに国庫補助等が行われている。負担割合も個々に設定。個々の事業等との融通もきかない仕組みであり、国からの財源保障も様々。

新システムにおいては、これらの国庫補助等の仕組みを一体化し、市町村が新システムの実施に要する費用を包括的に交付する仕組みとする。

（現行）



（子ども・子育て新システム）



対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改正の趣旨も踏まえ今後検討。

Ⅸ．子ども・子育て会議(仮称)

子ども・子育て会議（仮称） = 関係当事者が主体的に子ども・子育て支援施策にかかわる、新たな行政運営の仕組み

有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援施策のプロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置

<考えられる機能>

- ・国の基本指針（仮称）（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
- ・新システムの対象となる施策のあり方についての審議
- ・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価 など

地方にも、関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み（例：地方版子ども・子育て会議）を設けることと具体的な方策について今後検討

X . 費用

費用負担

基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。

これを踏まえ、新システムの施策については、給付等に応じて公費・事業主拠出により負担。具体的な負担のあり方は、今後検討する（事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が用途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討）。

新システムにおける利用者負担については、新システムが、「保護者の子育てについての第一義的責任」を前提としつつ、「社会全体で子ども・子育てを支援する」ものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者 に一定の負担を求める。

その際、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえて定める。

利用者負担の具体的な在り方については今後検討する。

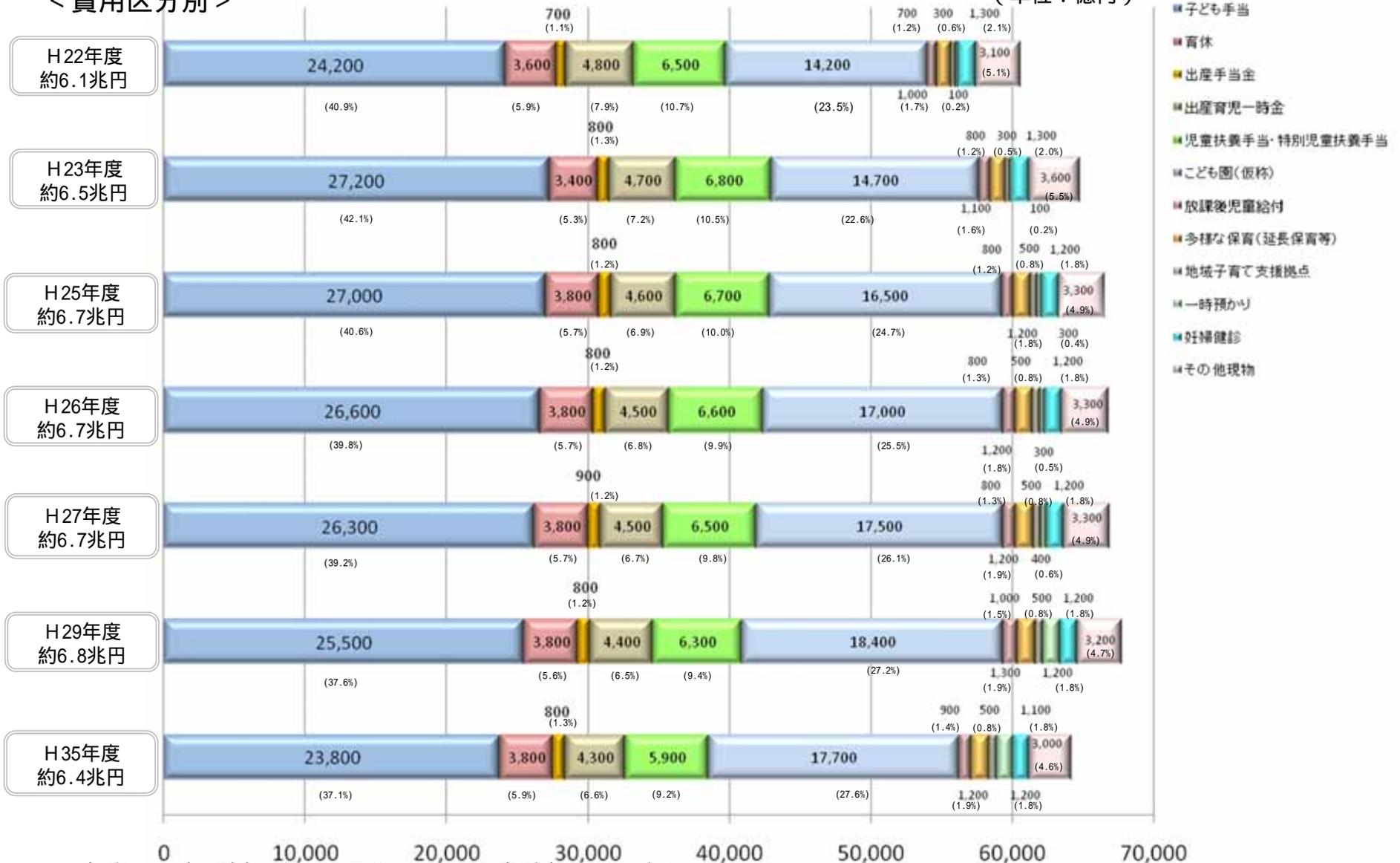
既存の財政措置との関係についても、今後検討する。

現金給付＋現物給付の年次推移（量的拡充）：子ども手当1.3万円ベース

子ども・子育てビジョンによれば現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。

< 費用区分別 >

（単位：億円）

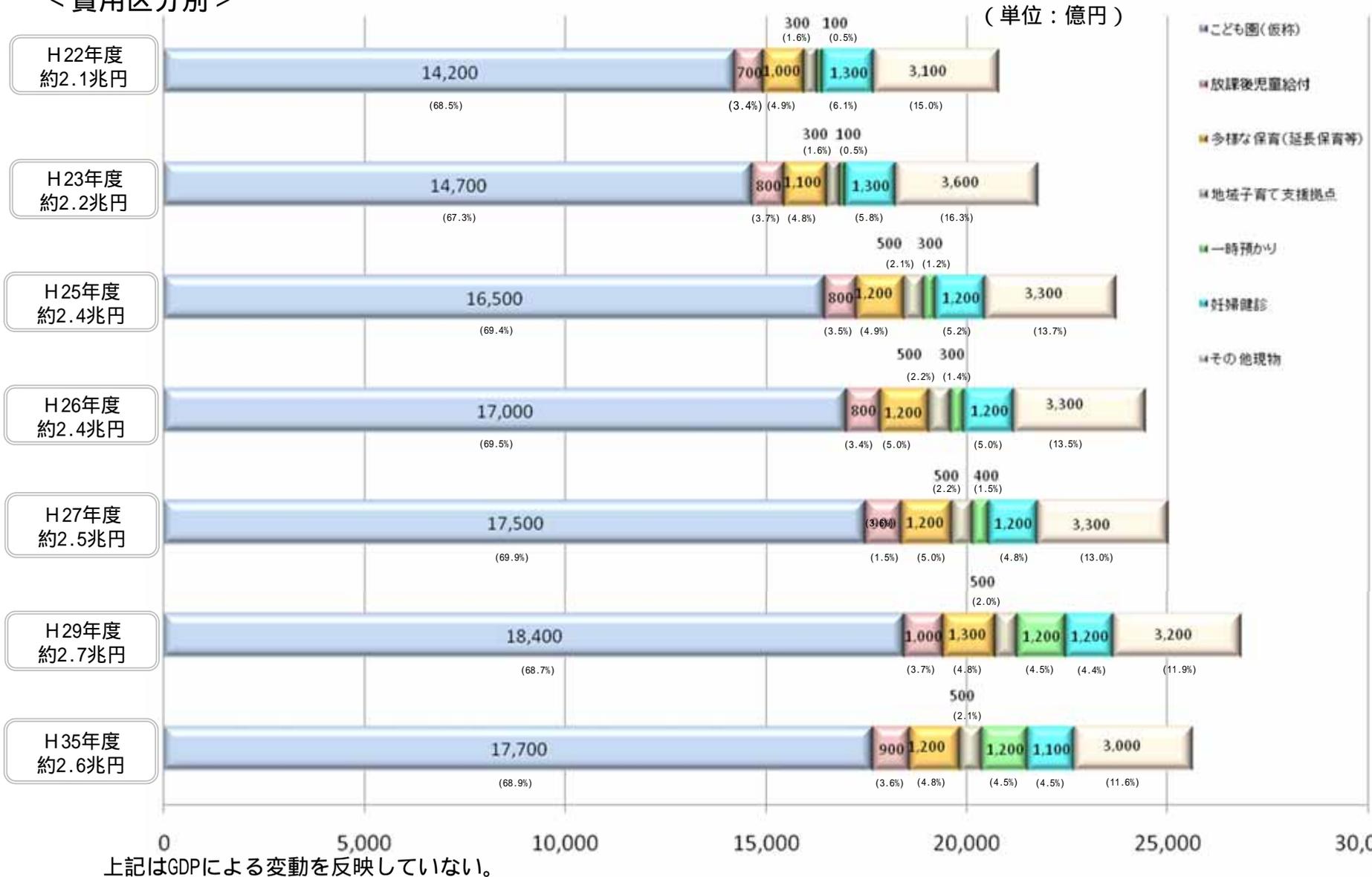


H22年度の子ども手当の額は10月分であり、児童手当2月分を含んでいる。
上記はGDPによる変動を反映していない。

現物給付の年次推移（量的拡充）

こども園給付(仮称)、放課後児童クラブ、一時預かり等は、子ども・子育てビジョンによれば、平成29年度まで増加が続く。

< 費用区分別 >



新システムの実施に向けた考え方

潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース

0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消

- ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
- ・ 小規模保育など新たなサービス類型を創設
- ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等

質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)

- ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
- ・ 病児・病後児保育、休日保育の充実
- ・ 地域支援や療育支援の充実
- ・ 給付の一体化に伴う所要の措置 等

総合的な子育て支援の充実

- ・ 子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等

放課後児童クラブの充実

社会的養護の充実

- ※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。
- ※2 6月2日の社会保障改革に関する集中検討会議において提示された「社会保障改革案」においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。
- ※3 新システムの施策については、給付等に応じて公費・事業主拠出により負担。具体的には、今後検討(事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が使途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。
- ※4 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。
- ※5 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)
- ※6 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善と順次、優先順位をつけながら、早期の実現を図る。
- ※7 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

(注) ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

XI . その他

実施体制

新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討する。

なお、国及び地方における実施体制の一元化については、新システムに係る給付の仕組み全般、P D C Aサイクルのあり方等に係る議論を踏まえ、検討する。

ワーク・ライフ・バランス

基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムの内容として「ワーク・ライフ・バランスの実現」も位置づけられている。

そのために必要な事業主の責務、ワーク・ライフ・バランス施策と子育て支援施策の連携方策等について、今後新システム上どのように位置づけるか検討を進める。

參考資料

これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16～17年度

平成18～20年度

平成21年度

幼児教育の振興

中央教育審議会 答申

(平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)

中央教育審議会 幼児教育部会と 社会保障審議会 児童部会の合同 の検討会議

(平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- ・加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

教育基本法の改正 (平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定(保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保

学校教育法の改正 (平成19年6月)

- ・子どもが最初に入学者として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

幼稚園教育要領の改訂 (平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)

認定こども園 制度の創設

(平成18年10月)

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

認定こども園制度の 在り方に関する検討会

(平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施

社会保障審議会 少子化対策特別 部会の設置

(平成19年12月～)

第1次報告

(平成21年2月)

- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

これまでの議論の整理

(平成21年12月)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

子ども・子育てビジョン (平成22年1月)

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。

子ども・子育て新システム の基本制度案要綱

(平成22年6月)

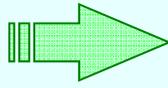
- ・幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。
- ・こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象。
- ・幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、新たな指針(こども指針(仮称))を創設。
- ・資格の共通化を始めとした機能の一体化を推進。
- ・多様な事業主体の参入。

次世代育成支援改革

「子ども・子育てビジョン」

基本理念の転換
(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う
《個人に過重な負担》



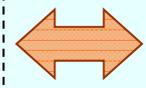
社会全体で子育てを支える
《個人の希望の実現》

子どもが主人公(チルドレン・ファースト)
「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
生活と仕事と子育ての調和(M字カーブを台形型へ)

バランスのとれた
総合的な子育て支援

《子育て家庭等への支援》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算



《保育サービス等の基盤整備》

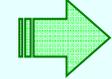
- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

待機児童の解消等に向けた明確な数値目標
(5年後の姿)

潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

< 保育サービスを受けている子どもの割合 >

(現状) 3歳未満児の 4人に1人(24%)
 (3歳未満児: 75万人 / 全体: 215万人)

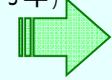


(H26) 3歳未満児の 3人に1人(35%)
 (3歳未満児: 102万人 / 全体: 241万人)

※年5万人の増

放課後児童クラブの充実(主に小学校1~3年)

(現状) 5人に1人(81万人)



(H26) 3人に1人(111万人)

「企業の取組」を促進

次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業⇒2,000企業)
入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

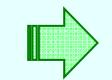
「地域の子育て力」を重視

すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所⇒10,000か所)
商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

「男性の育児参加」を重視

男性の育児休業取得を促進

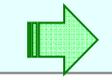
(現状) 男性育児休業取得率 1.23%



(H29) 10%*参考指標

男性の育児参加を促進

(現状) 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事時間 1日60分



(H29) 1日2時間30分*参考指標

主な数値目標等

安心できる妊娠と出産

	〔現状〕	〔H26目標値〕
NICU（新生児集中治療管理室）病床数 （出生1万人当たり）	21.2床	25～30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	全都道府県・指定都市・中核市

地域の子育て力の向上

	〔現状〕	〔H26目標値〕
地域子育て支援拠点事業 （市町村単独分含む）	7100か所	10000か所
ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	950市町村
一時預かり事業（延べ日数）	348万日	3952万日
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	100か所

潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消

	〔現状〕	〔H26目標値〕
平日昼間の保育サービス（認可保育所等） （3歳未満児の保育サービス利用率）（75万人（24％））（102万人（35％））	215万人	241万人
延長等の保育サービス	79万人	96万人
病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	200万日
認定こども園	358か所	2000か所以上（H24）
放課後児童クラブ	81万人	111万人

男性の育児参加の促進

	〔現状〕	〔H26目標値〕
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	半減（H29）*参考指標
男性の育児休業取得率	1.23%	10%（H29）*参考指標
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	2時間30分（H29） *参考指標

社会的養護の充実

	〔現状〕	〔H26目標値〕
里親等委託率	10.4%	16%
児童養護施設等における小規模グループケア	46か所	800か所

子育てしやすい働き方と企業の取組

	〔現状〕	〔H26目標値〕
第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	55%（H29）*参考指標
次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	2000企業

社会保障改革の推進について

平成22年12月14日
閣議決定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。

このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。

政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案(仮称)及び求職者支援法案(仮称)の早期提出に向け、検討を急ぐ。

上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。

このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
 与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 高木 義明 文部科学大臣
 細川 律夫 厚生労働大臣
 海江田 万里 経済産業大臣
 内閣官房副長官（政務）

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
 吉田 泉 財務大臣政務官
 林 久美子 文部科学大臣政務官
 小宮山洋子 厚生労働副大臣
 田嶋 要 経済産業大臣政務官
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
 内閣府副大臣（少子化対策）

【事務局長代理】
 関係府省の局長クラスから事務局長が指名

【事務局次長】
 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名

【事務局員】
 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

【開催実績】
13回開催

幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
9回開催

こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
6回開催

各ワーキングチーム構成員

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

末松 義規 内閣府副大臣
 秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
 池田 多津美 全国国公立幼稚園長会会長
 大日向 雅美 恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
 岡本 直美 日本労働組合総連合会会長代行
 奥山 千鶴子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
 尾崎 正直 全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
 菊池 繁信 全国保育協議会副会長
 倉田 薫 全国市長会社会文教委員長、大阪府池田市長
 駒村 康平 慶応義塾大学経済学部教授
 坂崎 隆浩 日本保育協会理事
 高尾 剛正 日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部長
 田中 常雅 東京商工会議所人口政策委員会共同委員長
 田中 啓 静岡文化芸術大学文化政策学部教授
 中島 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長
 北條 泰雅 全日本私立幼稚園連合会副会長
 宮島 香澄 日本テレビ放送網解説委員
 無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授
 両角 道代 明治学院大学法学部教授
 山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授
 山口 洋 日本子ども育成協議会副会長
 渡邊 廣吉 全国町村会常任理事、新潟県聖籠町長

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
 入谷 幸二 全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
 大橋 由美子 全国国公立幼稚園長会副会長
 大日向 雅美 恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
 尾崎 正直 全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
 小田 豊 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
 柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授
 金山 美和子 NPO法人ミミズ・ネット理事・長野県短期大学講師
 清原 慶子 東京都三鷹市長
 木幡 美子 フジテレビジョンアナウンサー
 佐久間 貴子 ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長
 佐藤 秀樹 全国保育協議会副会長
 菅原 良次 全国私立保育園連盟常務理事
 中島 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長
 普光院 亜紀 保育園を考える親の会代表
 古渡 一秀 NPO法人全国認定子ども園協会副代表理事
 無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授
 山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授
 山口 洋 日本子ども育成協議会副会長
 渡邊 廣吉 全国町村会常任理事、新潟県聖籠町長

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
 荒木 尚子 全国国公立幼稚園長会副会長
 池 節子 栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会顧問
 岡上 直子 全国幼児教育研究協会副理事長
 小田 豊 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
 島田 教明 日本保育協会保育問題検討委員会委員
 竹下 美穂 保育園を考える親の会会員
 田中 雅道 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
 藤森 平司 全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
 松田 妙子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
 御園 愛子 全国保育士会顧問
 無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授
 山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授
 若盛 正城 NPO法人全国認定子ども園協会代表理事
 渡辺 英則 全国認定子ども園連絡協議会副会長

※構成員であった大場 幸夫 大妻女子大学学長は、平成23年5月にご逝去

※表中の は座長、 は座長代理。

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

平成23年6月2日
第10回社会保障改革に関する
集中検討会議 資料

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
I 子ども・子育て	<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施に伴う保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消) 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現) <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実 放課後児童クラブの拡充 <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養護の充実 <p>⇒ ○ 女性の就業率の向上 ☆ ○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25～44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ 〔質を確保するための基準と併せて質の改善を図る〕 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等) 	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>↓</p> <p>税制抜本改革とともに法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>
	子ども子育て計	<p>充実計 (2015年) 0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>重点化・効率化計 (2015年) —</p>		<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目